（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第七号の四中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「児童手当法第二十条第二項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項」に改める。

附則第十一条中「「第二十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第九条中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号」の規定による拠出金」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号」の規定による拠出金」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第八条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

2　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第六条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十六号から第百六十九号まで」を「第四十八号から第百七十一号まで」に改め、同条中第百六十九号を第百七十一号とし、第百六十四号から第百六十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百六十三号中「保育所等整備交付金」の下に「（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）」を加え、同号を同条第百六十五号とし、同条中第百六十二号を第百六十四号とし、第百四十七号から第百六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百四十六号中「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同号を同条第百四十八号とし、同条中第百四十五号を第百四十七号とし、第百三十四号から第百四十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百三十三号中「第三十一号、第三十二号、第三十五号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十二号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百三十五号とし、第百三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百三十二号とし、第百十七号から第百三十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条中第百三十二号を第百三十四号とし、第百十六号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百十六号中「第三十号、第三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百十八号とし、同条中第百十五号を第百十七号とし、第百七号から第百十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百六号中「第十三号、第三十四号又は第三十八号」を「第十四号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第百八号とし、同条中第百五号を第百七号とし、第七十四号から第百四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七十三号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条第七十二号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条中第七十一号を第七十三号とし、第七十号を第七十二号とし、同条第六十九号中「第三十四号」を「第三十五号」に改め、同号を同条第七十一号とし、同条中第六十八号を第七十号とし、第六十三号から第六十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六十二号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同号を同条第六十四号とし、同条中第六十一号を第六十三号とし、第四十九号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四十八号中「第四十六号」を「第四十八号」に改め、同号を同条第五十号とし、同条中第四十七号を第四十九号とし、第四十五号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項に規定する交付金

第二条中第四十四号を第四十五号とし、第一号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金（児童手当法施行令の一部改正）

第七条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条までを削る。

第九条の二中「第二十二条の四第一項」を「第二十二条第一項」に、「法第二十二条の三第一項」を「同項」に、「保育に」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第五項若しくは第六項の措置、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育又は同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育に」に改め、同条を第六条とする。

第十条の表第八条第二項及び第三項、第十条、第二十二条の二第一項、第二十二条の三の前の見出し、同条、第二十二条の四第一項、第二十七条第一項並びに第二十八条の項中「第二十二条の二第一項、第二十二条の三」を「第二十条第一項、第二十一条」に、「第二十二条の四第一項」を「第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十五条の項を削り、同条を第七条とする。